

第6回法務本省等契約監視会議議事概要

開催日 平成21年11月2日（火）

場 所 法務省大臣官房会計課会議室

委 員 野 村 豊 弘 （学習院大学教授）
前 田 雅 英 （首都大学東京法科大学院教授）
箕 輪 幸 人 （フジテレビジョン解説委員）

審議対象契約 法務本省等が平成21年4月から平成21年7月までに締結した契約，一般競争入札案件257件及び随意契約案件（少額随意契約を除く。）272件

議事等 <第6回における重点検討対象契約について>

- 1 法曹時報 各号122部（一般競争契約（最低価格落札方式））
契約金額 3,564,766円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 2 法律時報 各号83部ほか（随意契約）
契約金額 1,738,180円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 3 「人権教育及び人権啓発施策（人権教育・啓発白書）」印刷製本請負業務一式（一般競争契約（最低価格落札方式））
契約金額 840,000円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 4 録音・録画装置 一式（一般競争契約（最低価格落札方式））
契約金額 94,248,000円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 5 情報セキュリティ対策システム機器等賃貸借 一式
（随意契約（政府調達））
契約金額 16,619,400円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 6 外国人出入国情報システム（在留・退去系）用ソフトウェア賃貸借 一式
（随意契約（政府調達））
契約金額 297,896,124円

- 支出負担行為担当官 官房会計課長
- 7 外国人出入国情報システム用機器賃貸借 一式（随意契約（政府調達））
契約金額 125,269,200円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 8 指紋照合システム十指照合機器賃貸借 一式（随意契約（政府調達））
契約金額 106,897,052円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 9 入国管理局ホストコンピュータシステム運用管理等業務 一式
（一般競争契約（政府調達・総合評価落札方式））
契約金額 131,087,250円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 10 中央合同庁舎第6号館昇降機設備保守点検業務 一式
（一般競争契約（最低価格落札方式））
契約金額 39,375,000円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 11 中央合同庁舎第6号館空気調和・衛生設備等自動制御装置保守点検業務
（A棟，A棟地下棟及び赤れんが棟）（一般競争契約（最低価格落札方式））
契約金額 30,124,500円
支出負担行為担当官 官房会計課長
- 12 中央合同庁舎第6号館空気調和・衛生設備等自動制御装置保守点検業務
（B棟，C棟及びB C棟地下棟）（一般競争契約（最低価格落札方式））
契約金額 26,670,000円
支出負担行為担当官 官房会計課長

<質疑> 主な質問事項は以下のとおりである。

質問事項	回答・説明
重点検討対象契約1について	
一者応札である理由は何か。	納品先が全国にあるため，発送費用がかかり採算がとれないと判断し，応札者が少なかったものと思われる。
重点検討対象契約2について	
本の価格は再販価格となっているため，一般競争入札するコストを考慮すると，随意契約でもよいのではないか。	定価からの値引きもあり，書店側も競争入札への参加意思を示していることから，競争性があると判断し，調達手続の透明性，経済性を考慮して一般競争入札を行ったものである。

重点検討対象契約 3 について	
落札率が低い理由は何か。	落札率が低いのは、本件落札業者において、受注機会拡大のために、過去の同種実績に比して大幅に値引きした額で入札したためと思われる。
重点検討対象契約 4 について	
応札者が少ない理由は何か。	本件調達においては、録音、録画データの原本性を担保するため、データが改ざんされたおそれのないことを対外的に説明できるような仕様としたため、通常の録音、録画装置購入とは異なり、応札者が少なくなったものと思われる。
重点検討対象契約 5 について	
随意契約の理由は何か。	本件システムは、業務システムに連携して業務システムの情報セキュリティを担保するものであるところ、業務システムが開発業者独自の製品で構成されているため、本件システムに他社製品を使用した場合には、業務システムが正常に稼動しない、不具合に迅速に対処できないなどのおそれがあることから、開発業者の製品を使用する必要があったものである。
重点検討対象契約 6， 7 及び 8 について	
随意契約の理由は何か。	6 及び 7 については、当該システムが開発業者独自の製品であるため、そのソフトウェアは当該システム稼動に必要な不可欠なものであり、また、システム用機器につき他社製品を使用することができないためである。また、8 については、一般競争入札により最高精度の照合システムを調達して運用しているところ、その蓄積データの継続性及び照合精度の維持という観点から、随意契約を継続しているものである。

重点検討対象契約 9 について	
今後も一者応札が続くことになるのか。	公共調達の適正化の観点から、本件システム運用管理業務についても一般競争入札を実施しているところ、システム開発業者独自の製品であるため、他の応札者がなく、一者応札となっているものである。今後は複数者による競争性を確保できるようシステムの改修を行い、オープン化する予定である。
重点検討対象契約 10 について	
本件落札業者との契約について法務省としてどのような検討をしたのか。	本件落札業者との契約に際しては、当該業者との契約の妥当性及び適切な履行の確保ができない場合の対応について事前に検討した。契約の妥当性については、会計法令に照らし当該業者につき審査したところ、契約を阻害する法的根拠はなかった。また、履行の確保については、担当部署において、仕様に基づく履行内容を厳格に検査し、履行の確保がなされない場合は契約に基づく解除措置をとることとして、契約したものである。
重点検討対象契約 11 及び 12 について	
同じ内容の契約を 2 つに分けている理由は何か。	契約を 2 つに分けた理由は、A 棟の設備と B C 棟の設備の製造メーカーが違うため技術的対応が異なること、また、A 棟と B C 棟を合わせると非常に大規模な履行対象となることから、技術的対応の異なる 2 つの大規模な設備の保守点検業務を履行可能な業者は少ないと判断し、契約を分けることにより、広く応札者を確保しようとしたためである。

<委員からの意見具申等>

今回審議した契約については、特に意見を付するものではなく、適正に処理されているものと思われる。

<契約監視会議議事運営の一部変更の提案>

野村座長から、今後の会議について、開催回数、時期及び各回の検討対象契約の期間について、以下のとおり一部変更することにつき提案があり、了承された。

開催回数：年２回

時期：６月及び１０月

対象契約の期間：６月については、前年８月から同年３月まで
１０月については、同年４月から同年７月まで

<次回の開催について>

次回開催を平成２２年６月とし、検討対象契約期間を平成２１年８月から平成２２年３月までとすることとした。